

4 山梨県地震災害警戒本部

(1) 山梨県地震災害警戒本部条例

(昭和 54 年 9 月 26 日 山梨県条例第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 17 条第 9 項の規定により、山梨県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長等の責務)

第 2 条 警戒本部の長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部の部員（以下「本部長」という。）は、本部長を助け、警戒本部の事務に従事する。

3 本部員以外の警戒本部の職員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属するべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 山梨県地震災害警戒本部活動要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、山梨県地震災害警戒本部条例（昭和 54 年 9 月山梨県条例第 18 号）第 4 条の規定により、山梨県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

(副本部長)

第 2 条 副本部長は、副知事をもってあてる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。本部長に事故があるときは、副知事（山梨県副知事の担当事務に関する規程（平成 27 年山梨県訓令甲第 12 号）第 1 条の規定により防災局に関することを担当事務とする副知事をいう。）が本部長代理としてその職務を代理する。

3 前項の本部長代理に事故があるときは、同項に規定する副知事以外の副知事がその職務を代理する。

(部、班及びその分掌事務)

(本部員)

第 3 条 大規模地震対策特別措置法（以下「法」という。）第 17 条第 5 項第 5 号に定める職員は、各部局長、公営企業管理者をもってあてる。

2 法第 17 条第 5 項第 6 号に定める本部員は、山梨県市長会、山梨県町村会、山梨県消防長会及び山梨県消防協会の事務局長をもってあてる。

3 法第 17 条第 5 項第 7 号に定める指定地方公共機関の本部員は、知事が指定する指定地方公共機関の役員又は職員をもってあてる。

第 4 条 警戒本部に、部及び班を置き、その名称並びに分掌事務は、別表のとおりとし、部長及び班長は分掌に定める者をもってあてる。

(災害対策本部活動要領の準用)

第 5 条 部長会議及び連絡班長会議に関しては、災害対策本部活動要領第 6 条及び第 7 条の規定を準用する。

2 警戒本部の配備に関しその内容等については、災害対策本部活動要領第 8 条及び第 10 条に定める配備を準用し、次のとおりとする。

配備態勢の名称	配備基準	配備を要する所属及び人員等
東海地震に関連する調査情報（臨時）配備態勢	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	地震災害警戒本部統括部員全職員 地域県民センター２名以上
東海地震注意情報配備態勢	東海地震注意情報が発表されたとき	全所属・全庁態勢（勤務時間外においては、分掌する災害応急対策に係る所要の人員を確保する態勢）
東海地震予知情報配備態勢	警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき	全所属・全庁態勢（勤務時間外においては、分掌する災害応急対策に係る所要の人員を確保する態勢）

（情報の連絡）

第６条 警戒本部の部及び班の職員は、勤務時間外及び休日においても警戒宣言の発令等、地震情報を常に知り得るよう努めるものとする。

２ 警戒本部との連絡体制は、警戒本部構成機関の指名する連絡員を設け、所定の場所に常駐させるとともに、所属機関との連絡にあたらせるものとする。

（災害対策本部活動要領の準用）

第７条 法第２８条に定める避難報告については、災害対策本部活動要領第１５条の規定を準用する。この場合「被害」とあるのは、「避難」と読み替えるものとする。

２ 警戒本部の事務局に関しては、災害対策本部活動要領第１６条の規定を準用する。

３ 警戒本部に地方連絡本部及び東京地方連絡本部を設置し、その活動内容等に関しては、災害対策本部活動要領第１７条及び第１８条の規定を準用する。

４ 警戒本部活動に従事する場合に関しては、災害対策本部活動要領第１９条の規定を準用する。

各 部 各 班 分 掌 事 務 （令和2年4月時点）

名 称		分 掌 事 務
部	班	
統括部	災害対策本部統括部に準じる	災害対策本部統括部事務分掌に準じる
知事政策部 （知事政策局長）	政策企画班 （政策企画グループ長） 政策調査班 （政策調査グループ長）	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 警戒本部統括部の応援に関する事
	秘書班 （管理監）	本部長の視察に関する事
	国際戦略班 （国際戦略グループ長）	1 定住外国人の支援に関する事 2 国際交流センターとの連絡調整、情報収集、地震防災応急対策に関する事
スポーツ振興部 （スポーツ振興局長）	オリンピック・パラリンピック推進班 （オリンピック・パラリンピック推進課長）	関係団体との連絡調整に関する事
	スポーツ振興班 （スポーツ振興課長）	社会体育施設の地震防災応急対策に関する事
県民生活部 （県民生活部長）	県民生活総務班 （県民生活総務課長）	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 男女共同参画推進センターの地震防災応急対策に関する事
	北富士演習場対策班 （北富士演習場対策課長） 統計調査班 （統計調査課長）	部内各班への応援に関する事
	県民安全協働班 （県民安全協働課長）	1 生活関連物資の価格・需給動向調査に関する事 2 生活関連物資に関わる不当取引等の防止に関する事 3 生活関連物資調達の調整に関する事
	地域創生・人口対策班 （地域創生・人口対策課長）	部内各班への応援に関する事
	私学・科学振興班 （私学・科学振興課長）	私立学校に関する地震防災応急対策に関する事
リニア交通部 （リニア交通局長）	リニア推進班 （リニア推進課長） 交通政策班 （交通政策課長）	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 リニア見学センターの地震防災応急対策に関する事 4 山梨リニア実験線関係機関との連絡調整に関する事 5 輸送に用いるバス等に係る情報収集に関する事
総務部 （総務部長）	人事班 （人事課長）	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 職員の動員、派遣に関する事

	職員厚生班 (職員厚生課長)	1 本部職員の健康管理に関する事 2 警戒本部統括部の応援に関する事
	財政班 (財政課長)	1 災害応急関係の予算に関する事 2 県議会との連絡に関する事
	税務班 (税務課長)	災害による県税の減免措置に関する事
	財産管理班 (財産管理課長)	県有財産(所管財産に限る)の地震防災応急対策に関する事
	行政経営管理班 (行政経営管理課長)	警戒本部統括部の応援に関する事
	市町村班 (市町村課長)	被災市町村及び支援市町村の行財政指導に関する事
	情報政策班 (情報政策課長)	各種システムの運用に関する事
	人事委員会事務局班 (人事委員会事務局次長)	部内各班への応援に関する事
防災部 (防災局長)	防災危機管理班 (防災危機管理課長)	1 警戒本部に関する事 2 各部及び関係機関との連絡調整に関する事 3 災害情報の受伝達に関する事 4 気象状況に基づく配備に関する事 5 自衛隊への災害派遣要請に関する事 6 災害救助法の適用等に関する事 7 被災者に対する援護に関する事
	消防保安班 (消防保安課長)	1 警戒本部統括部に関する事 2 緊急消防援助隊受援に関する事 3 危険物の経験回避に関する事
福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉保健総務班 (福祉保健総務課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 市町村及び他県との応援に関する事 4 奉仕、協力者の配置等に関する事 5 義損金、義損物資に関する事 6 社会福祉施設の地震防災応急対策に関する事
	監査指導班 (監査指導室長) 国保援護班 (国保援護課長)	部内各班への応援に関する事
	健康長寿推進班 (健康長寿推進課長)	老人福祉施設等の地震防災応急対策に関する事
	障害福祉班 (障害福祉課長)	社会福祉施設及び児童福祉施設(障害福祉課所掌)の地震防災応急対策に関する事
	医務班 (医務課長)	1 応急医療に関する事 2 医療関係の地震防災応急対策に関する事
	衛生薬務班 (衛生薬務課長)	1 飲料水の確保に関する事 2 水道施設その他衛生資材に関する地震防災応急対策に関する事
		3 医薬品、医療機器、その他衛生資材等の確保及び配分に関する事 4 薬事関係施設の地震防災応急対策に関する事 5 ペットに関する事

	健康増進班 (健康増進課長)	1 感染症の予防に関すること 2 透析医療施設の地震防災応急対策に関すること 3 特定給食施設の食事供給体制に関すること 4 歯科保健の活動調査に関すること
子育て支援部 (子育て支援局長)	子育て政策班 (子育て政策課長) 子ども福祉班 (子ども福祉課長)	児童福祉施設(子育て支援局所掌)の被害調査及び応急対策に関する こと
森林環境部 (森林環境部長)	森林環境総務班 (森林環境総務課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること
	環境・エネルギー班 (環境・エネルギー課 長)	エネルギー対策に関する連絡調整
	大気水質保全班 (大気水質保全課長)	公害関連施設の地震防災応急対策に関すること
	環境整備班 (環境整備課長)	廃棄物処理対策に関すること
	みどり自然班 (みどり自然課長)	1 災害からの自然保護対策に関すること 2 ハヶ岳自然ふれあいセンターの地震防災応急対策に関すること
	森林整備班 (森林整備課長)	民有林の地震防災応急対策に関すること
	林業振興班 (林業振興課長)	1 民有林関係施設等の地震防災応急対策に関すること 2 薪炭、水防用及び応急住宅用資材の確保に関すること
	県有林班 (県有林課長)	県有林の地震防災応急対策に関すること
	治山林道班 (治山林道課長)	1 林道及び治山施設の地震防災応急対策に関すること 2 保安林の地震防災応急対策に関すること
産業労働部 (産業労働部長)	産業政策班 (産業政策課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 商工関係の地震防災応急対策に関すること 4 生活関連物資調達の調整に関すること
	成長産業推進班 (成長産業推進課長)	立地企業との連絡調整に関すること
	産業振興班 (産業振興課長)	1 製造業関係の情報収集・提供並びに応急対策に関すること 2 災害復興資金の斡旋に関すること
	労政雇用班 (労政雇用課長)	労働関係施設の地震防災応急対策に関すること
	産業人材育成班 (産業人材育成課長)	職業能力開発関係施設の地震防災応急対策に関すること
	労働委員会事務局班 (労働委員会事務局次 長)	産業政策班等への応援に関すること
観光文化部 (観光文化部長)	観光文化政策班 (観光文化政策課長)	1 部内各班への連絡調整に関すること 2 部内関係の被害調査の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 市町村を通じた観光関係団体、観光関連施設との連絡調整、情報 収集、地震防災応急対策に関すること

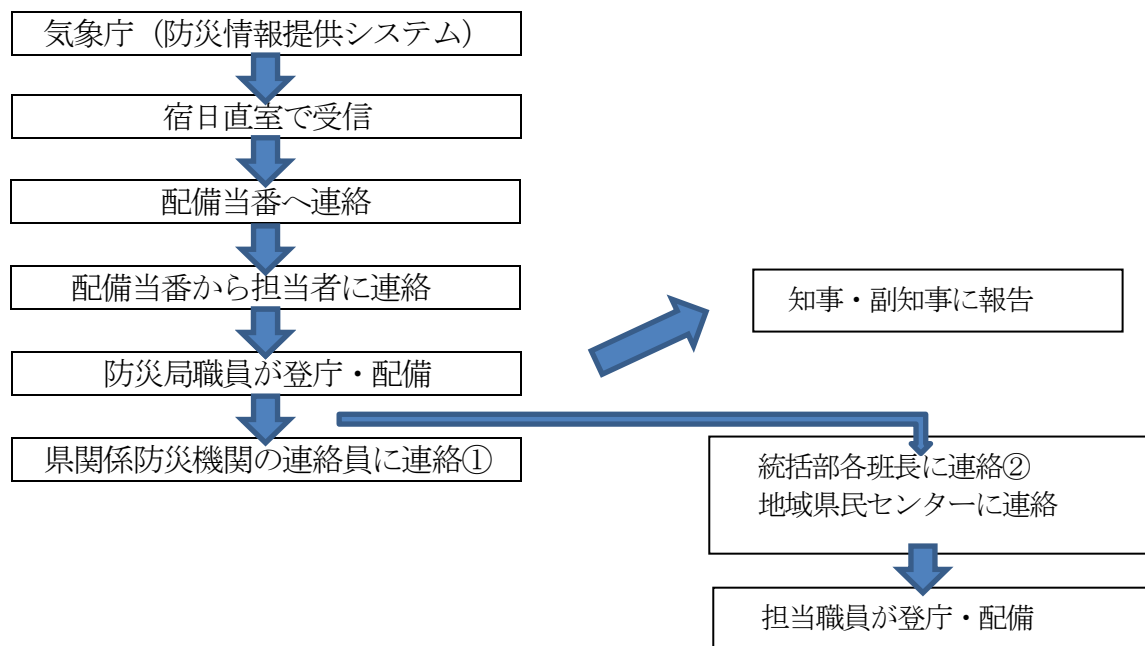
	観光振興班 (観光振興課長)	1 やまなし観光推進機構との連絡調整、情報収集、地震防災応急対策に関すること 2 地場産業センターとの連絡調整、情報収集、地震防災応急対策に関すること 3 富士の国やまなし館との連絡調整、情報収集、地震防災応急対策に関すること 4 外国人旅行客の支援に関すること
	観光資源班 (観光資源課長)	1 観光振興班等への応援に関すること 2 富士川観光センターとの連絡調整、情報収集、地震防災応急対策に関すること
	世界遺産富士山班 (世界遺産富士山課)	1 (富士山での大規模災害における) 関係者との連絡調整、情報収集、地震防災応急対策に関すること 2 富士山世界遺産センターの地震防災応急対策、観光客対策に関すること 3 富士北麓駐車場との連絡調整、情報収集、地震防災応急対策に関すること
	文化振興・文化財班 (文化振興・文化財課)	1 県立文化施設の被害調査及び応急対策に関すること 2 文化財の地震防災応急対策に関すること
農政部 (農政部長)	農政総務班 (農政総務課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害調査の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 農業協同組合及び農業共済組合の地震防災応急対策に関すること
	担い手・農地対策班 (担い手・農地対策課長)	農業委員会ネットワーク機構及び農業委員会との連絡調整に関すること
	販売・輸出支援班 (販売・輸出支援課長)	1 卸売市場の地震防災応急対策に関すること 2 農畜産物の流通販売の地震防災応急対策に関すること
	農村振興班 (農村振興課長)	開拓財産及び国有財産の地震防災応急対策に関すること
	果樹・6次産業振興班 (果樹・6次産業振興課長)	果樹・野菜関係流通施設等の地震防災応急対策に関すること
	畜産班 (畜産課長)	1 畜産関係の地震防災応急対策に関すること 2 畜産物の調達及び斡旋の準備又は実施に関すること
	食糧花き農水産班 (食糧花き農水産課長)	1 食糧の調達及び斡旋の準備又は実施に関すること 2 水稻等の被害調査及び応急対策に関すること 3 花き、特産関係の被害調査及び応急対策に関すること 4 水産関係施設の地震防災応急対策に関すること
	農業技術班 (農業技術課長)	1 農産物等の被害調査に関すること 2 農産物等の技術対策に関すること 3 農業災害関係制度資金に関すること
	耕地班 (耕地課長)	農地及び農業用施設の地震防災応急対策に関すること
県土整備部 (県土整備部長)	県土整備総務班 (県土整備総務課長)	1 部内応急体制の確立に関すること 2 部内情報の取りまとめに関すること 3 県土整備本部班への応援に関すること
	県土整備本部班 (企画調整主幹)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 応急復旧資材等の調達に関すること

	景観づくり推進班 (景観づくり推進室長) 建設業対策班 (建設業対策室長) 用地班(用地課長) 技術管理班 (技術管理課長)	1 県土整備総務班への応援に関すること 2 県土整備本部班への応援に関すること
	道路整備班 (道路整備課長) 高速道路推進班 (高速道路推進課長)	道路管理班への応援に関すること
	道路管理班 (道路管理課長)	1 道路及び橋梁の地震防災応急対策に関すること 2 交通規制の実施実況の取りまとめ及び連絡に関すること 3 道路情報の提供に関すること
	治水班 (治水課長)	1 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 2 水防活動の総括に関すること 3 水防情報の取りまとめ及び伝達に関すること 4 水防管理団体の指導連絡に関すること 5 河川の地震防災応急対策に関すること 6 ダム施設の地震防災応急対策に関すること
	砂防班 (砂防課長)	砂防施設及び地すべり施設等の地震防災応急対策に関すること
	都市計画班 (都市計画課長)	1 都市施設の地震防災応急対策に関すること 2 被災宅地危険度判定士の出動要請に関すること
	下水道班 (下水道室長)	下水道施設の地震防災応急対策に関すること
	建築住宅班 (建築住宅課長) 住宅対策班 (住宅対策室長)	1 被災建築物応急危険度判定士の出動要請に関すること 2 災害復旧住宅資金の融資に関すること 3 崖地近接住宅の除去、移転に関すること 4 災害応急仮設住宅建設に関すること 5 公営住宅の地震防災応急対策に関すること 6 警戒本部建築物・廃棄物対策班の応援に関すること
	営繕班 (営繕課長)	県有建物の地震防災応急対策に関すること
出納部 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	1 部内各班との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害調査の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 災害関係経費の支払いに関すること
	管理班 (管理課長)	災害関係物資の調達に関すること
	工事検査班 (工事検査課長)	治山林道班、耕地班、県土整備本部等への応援に関すること

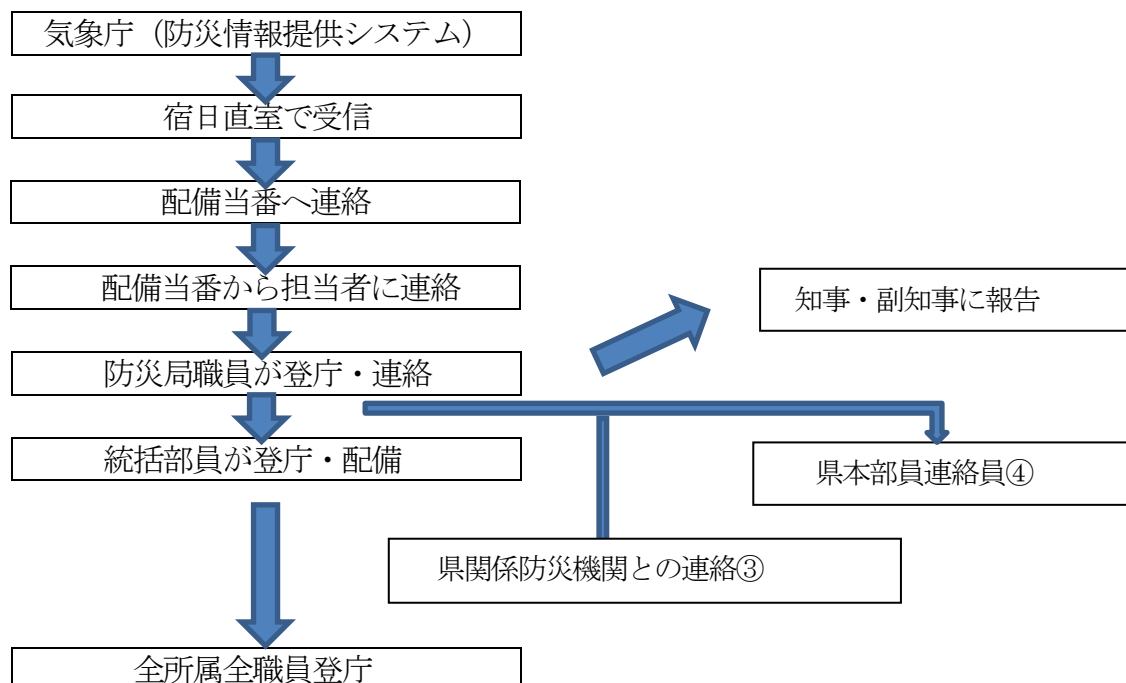
	監査委員事務局班 (監査委員事務局次長)	管理班等への応援に関すること
企業部 (公営企業管理者)	総務班 (総務課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害調査の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 応急復旧用資材及び物資の調達に関すること 4 所管施設の地震防災応急対策に関すること
	電気班 (電気課長)	1 所管施設の地震防災応急対策に関すること 2 水防情報の取りまとめ及び伝達に関すること
文教部 (教育長)	総務班 (総務課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害調査の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 職員の動員、派遣及び応援に関すること
	福利給与班 (福利給与課長)	部内各班への応援に関すること
	学校施設班 (学校施設課長)	公立学校施設の地震防災応急対策に関すること
	義務教育班 (義務教育課長)	1 市町村(組合)立学校の地震防災応急対策に関すること 2 被災児童、生徒の教科用図書の斡旋に関すること
	高校教育班 (高校教育課長) 高校改革・特別支援教育班 (高校改革・特別支援教育課長)	1 県立学校の地震防災応急対策に関すること 2 被災生徒の奨学金に関すること
	生涯学習班 (生涯学習課長)	社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること並びに青少年施設の 地震防災対策に関すること
	保健体育班 (保健体育課長)	部内各班への応援に関すること
警察本部 (警察本部長)	総務課 警備第二課 (警備第二課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害調査の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 災害警備上の地震防災応急対策に関すること 4 犯罪の予防及び社会秩序の維持に関すること 5 災害時の交通の禁止及び規制に関すること 6 警察の通信に関すること

(3) 東海地震に関連する情報の連絡ルート及び内容（勤務時間外）

○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）



○ 東海地震注意情報



番号	相手方	連絡内容
①	防災関係機関本部員 ・連絡員	〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、気象庁地震火山部から東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されました。今後、東海地震との関連性が高まった場合には注意情報が発表されます。 今後、新しい情報が発表され次第、随時御連絡します。 本部員に連絡し、連絡手段の確保をお願いします。
②	統括部各班班長	〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、気象庁地震火山部から東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されました。今後、東海地震との関連性が高まった場合には注意情報が発表されます。 配備態勢をとりますので直ちに防災新館4階へ参集をお願いします。
③	防災関係機関本部員 ・連絡員	〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、気象庁地震火山部から東海地震注意情報が発表されました。今後、警戒宣言の発令等の可能性もありますので、続報を逃さない態勢をお願いします。 なお、警戒宣言が発令されますと山梨県地震災害警戒本部員会議を開催します。 本部員の出席準備及び連絡員の派遣準備をお願いします。開催日時等については、警戒宣言が発令された場合に再度御連絡申し上げます。
④	県本部員連絡員	〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分、気象庁地震火山部から東海地震注意情報が発表されました。 本部員への連絡をお願いします。 また、直ちに、地震防災応急対策等の実施準備をお願いします。なお、職員の配備態勢は注意情報配備態勢に移行します。

勤務時間外における気象情報受理者（地域県民センター）

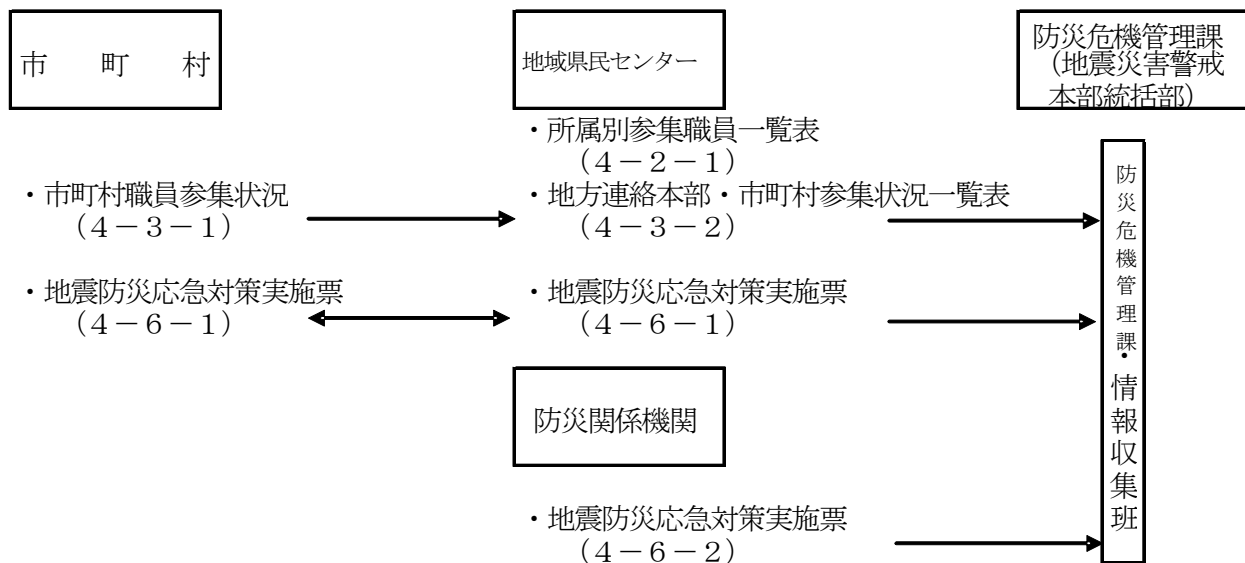
所 属 名	第 1 連 絡 者	第 2 連 絡 者	第 3 連 絡 者
	職 名 氏 名	職 名 氏 名	職 名 氏 名
中北地域 県民センター	次長（地域防災幹）	総務県民課長	窓口・防災担当リーダー
峡東地域 県民センター	次長（地域防災幹）	総務県民課長	窓口・防災担当リーダー
峡南地域 県民センター	次長（地域防災幹）	総務県民課長	窓口・防災担当リーダー
富士・東部地域 県民センター	次長（地域防災幹）	総務県民課長	窓口・防災担当リーダー

勤務時間外における気象情報受理者（消防本部）

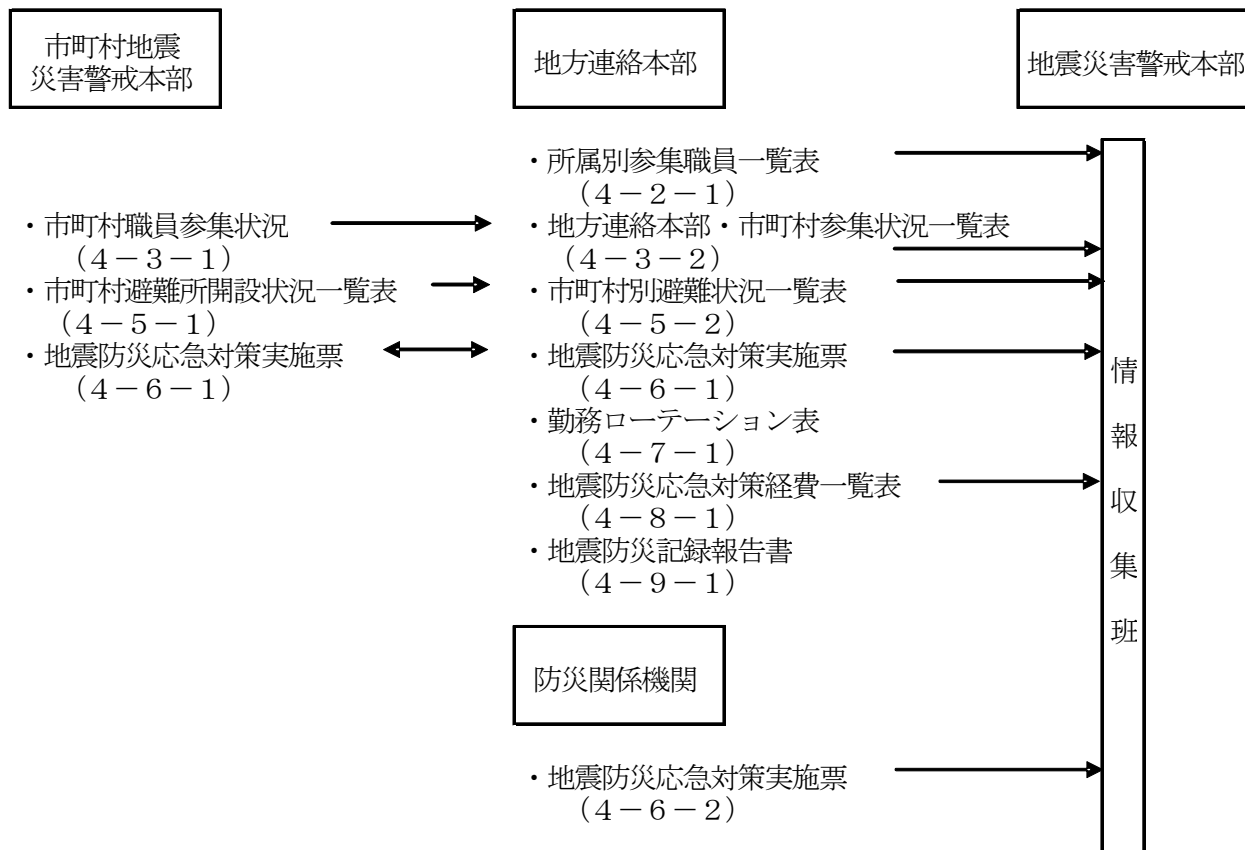
甲府地区消防本部	055-222-1190	笛吹市消防本部	055-261-0119
都留市消防本部	0554-43-1119	峡南消防本部	055-272-1919
富士五湖消防本部	0555-22-0119	東山梨消防本部	0553-32-0119
大月市消防本部	0554-22-0119	上野原市消防本部	0554-62-4111
峡北消防本部	0551-22-0119	南アルプス市消防本部	055-283-0119

(4) 「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式

(東海地震注意情報発表時)



(東海地震予知情報発表・警戒宣言発令時)



(5) 「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（抜粋）

平成 16 年 6 月 29 日

平成 18 年 4 月 21 日修正

中央防災会議幹事会（申し合わせ）

- 「東海地震応急対策活動要領」（平成 15 年 12 月 中央防災会議決定）において別に定めるとされた具体的な活動内容に係る計画を以下のとおり申し合わせる。
- 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震が発生した場合には、本申し合わせの内容に基づき、関係省庁は速やかに活動を開始する。
- 本申し合わせには、警戒宣言が発せられ、地震発生までに準備行動が終了していることを前提とする予知型の計画と、警戒宣言が発せられず、突発的に地震が発生した場合の突発型の計画の両方が含まれている。警戒宣言が発せられても準備行動を行う時間的余裕がなく地震が発生した場合は、当初、予知型の計画で対応しつつ、準備行動が完了せずに発災した時点から突発型の計画を準用するなどにより対応する。
- 本申し合わせは、今後、地震により道路が寸断された場合の備えの充実を図るほか、図上訓練等を通じた検証結果や各機関の態勢の変化に応じて、定期的に見直しを行うものとする。
- 地震発生後に被害状況が判明した場合には、それに応じて適切に活動内容を変更するものとする。

1. 救助活動、消火活動等に係る計画

- 警察庁、防衛庁、消防庁及び海上保安庁の各部隊は、救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活支援等多岐にわたる活動に従事する。各部隊の活動のうち救助部隊及び消火部隊の派遣並びに各活動に従事する部隊の規模及び艦船、航空機の規模を次のとおり計画する。
 - 部隊の活動が多岐にわたっていることを踏まえ、東海地震の被害想定（※）に示された死者数、避難者数等や、部隊運用の効率性も考慮して、部隊の派遣規模を計画する。
- （※）中央防災会議「東海地震対策専門調査会」の検討による被害想定。

（1）救助部隊の派遣

- 「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容について」（平成 15 年 12 月 16 日 中央防災会議幹事会申し合わせ）（以下、「平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議幹事会申し合わせ」という。）において、東海地震の被害想定に基づく救助部隊の必要応援量が記載されており、これに相当する規模の部隊が救助活動に従事できるよう、部隊の派遣規模を計画する。
- 警察庁、防衛庁及び消防庁が派遣する部隊のうち、消火活動や交通規制等を実施する部隊、指揮支援部隊等を除く、救助活動に従事可能な応援部隊の規模は、警戒宣言が発せられた場合は表 1-1 及び図 1-1、突発的に東海地震が発生した場合は表 1-2 及び図 1-2 に示すとおりである。
- 応援部隊には、もともと強化地域内に所在していた警察、消防の部隊を含まない（強化地域内に所在する警察、消防の部隊を含む活動規模については（3）②に記述。）。

表 1－1 救助活動に従事可能な応援部隊の派遣規模
(警戒宣言が発せられた場合)

(単位：人)

発災後の 時間経過	省庁名	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	合計
12 時間	警察庁	—	40	1,010	100	—	9,120	370	260	10,890
	防衛庁	—	100	900	200	100	8,600	4,100	300	14,300
	消防庁	—	320	230	130	—	1,520	140	100	2,440
	合計	—	460	2,140	430	100	19,240	4,610	660	27,630
24 時間	警察庁	—	40	1,010	100	—	11,880	370	260	13,650
	防衛庁	—	100	900	200	100	8,600	4,800	500	15,200
	消防庁	—	710	500	330	—	4,590	260	230	6,620
	合計	—	850	2,410	630	100	25,070	5,430	990	35,470
48 時間	警察庁	—	40	1,010	100	—	13,860	370	260	15,630
	防衛庁	—	100	900	200	100	8,600	4,800	500	15,200
	消防庁	—	1,590	1,140	750	—	10,810	590	520	15,400
	合計	—	1,730	3,050	1,050	100	33,270	5,760	1,280	46,230
2 日間延べ人数		—	2,580	5,460	1,680	200	58,330	11,180	2,260	81,690
必要な救助部隊 (2 日間延べ人数)		—	—	240	—	—	38,000	—	—	38,000

備考) ・各都県内の強化地域内に派遣が予定されている応援部隊の規模を示す。

- ・「必要な救助部隊」とは、平成 15 年 12 月 16 日中央防災会議幹事会申し合わせに示された応援が必要な救助部隊の人数である。
- ・人数はおおよその数である。四捨五入のため合計は一致しないものもある。

図 1－1 救助活動に従事可能な応援部隊の派遣規模
(警戒宣言が発せられた場合)

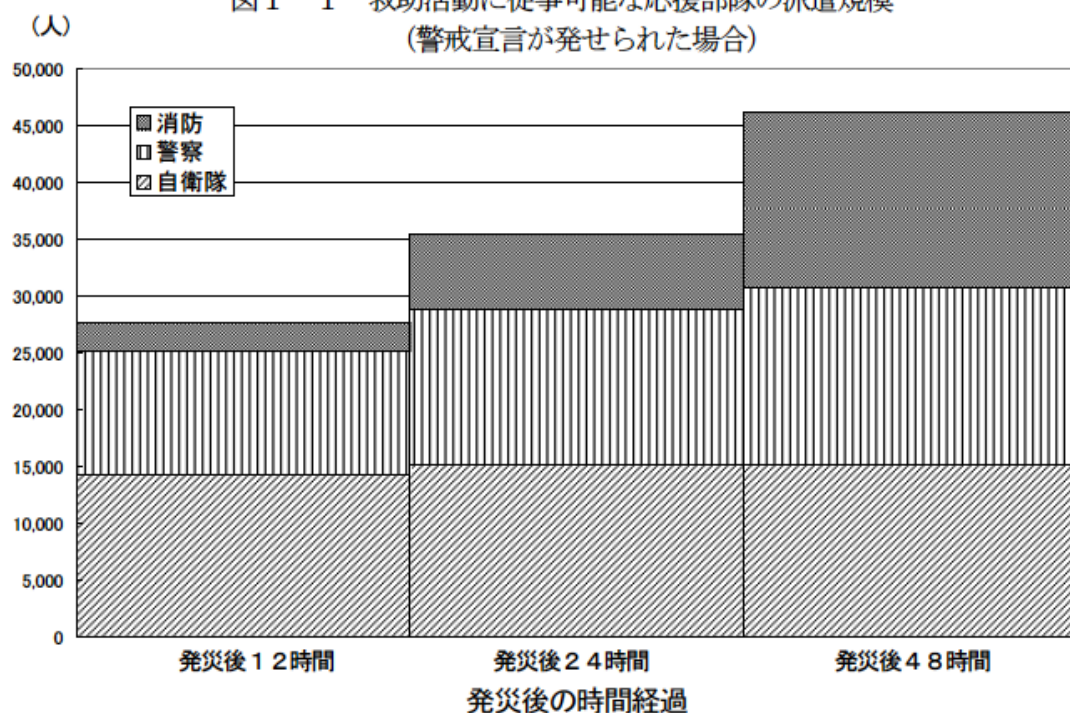


表 1－2 救助活動に従事可能な応援部隊の派遣規模
(東海地震が突発的に発生した場合)

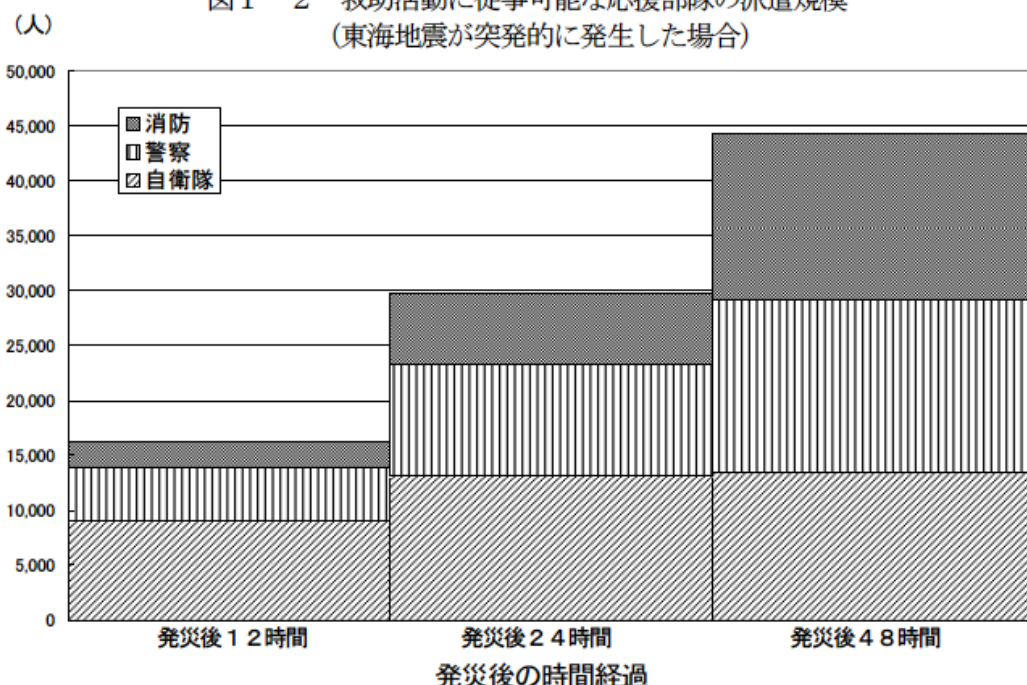
(単位:人)

発災後の 時間経過	省庁名	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	合計
12 時間	警察庁	—	40	1,010	100	—	3,270	200	260	4,870
	防衛庁	—	100	900	200	100	5,100	2,400	300	9,100
	消防庁	—	320	230	130	—	1,320	140	100	2,240
	合計	—	460	2,140	430	100	9,690	2,740	660	16,210
24 時間	警察庁	—	40	1,010	100	—	8,480	370	260	10,250
	防衛庁	—	100	900	200	100	7,400	3,900	500	13,100
	消防庁	—	710	500	330	—	4,410	260	230	6,440
	合計	—	850	2,410	630	100	20,290	4,530	990	29,790
48 時間	警察庁	—	40	1,010	100	—	13,860	370	260	15,630
	防衛庁	—	100	900	200	100	7,400	4,300	500	13,500
	消防庁	—	1,590	1,140	750	—	10,620	590	520	15,210
	合計	—	1,730	3,050	1,050	100	31,880	5,260	1,280	44,340
2日間延べ人数		—	2,580	5,460	1,680	200	52,160	9,780	2,260	74,120
必要な救助部隊 (2日間延べ人数)		—	—	240	—	—	38,000	—	—	38,000

備考)・各都県内の強化地域内に派遣が予定されている応援部隊の規模を示す。

- ・「必要な救助部隊」とは、平成15年12月16日中央防災会議幹事会申し合わせに示された応援が必要な救助部隊の人数である。
- ・人数はおおよその数である。四捨五入のため合計は一致しないものもある。

図 1－2 救助活動に従事可能な応援部隊の派遣規模
(東海地震が突発的に発生した場合)



○東海地震が突発的に発生した場合でも2日間延べの必要な救助部隊の規模は確保される。

(2) 消火部隊の派遣

- 東海地震の被害想定に基づき、延焼遮断帯による延焼拡大の停止効果等を踏まえて、必要となる消火部隊の規模を算出した。
- ここでは、被災地域外から部隊を派遣するにはある程度の時間を要することも勘案して、発災後12時間後を目標として表1-3のとおり必要な消火部隊の規模を算出し、それに基づいて計画した。

表1-3 必要な消火部隊(12時間後) (単位:人)

東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	合計
—	—	—	—	—	4,500	100	—	4,700

備考)・延焼遮断帯等による延焼拡大の停止効果等を踏まえて必要部隊の規模を算出。

・人数はおおよその数である。四捨五入のため合計は一致しない。

- 東海地震の被害想定も踏まえ、発災後12時間に消防庁が派遣する消火活動に従事可能な応援部隊の規模を、警戒宣言が発せられた場合は表1-4、東海地震が突発的に発生した場合は表1-5に示すとおりとする。
- 発災後12時間以降、消火活動に従事していた部隊は順次、救助活動に移行することとしており、それを前提に表1-1及び表1-2の救助活動の派遣規模を計画している。
- ここで示す応援部隊には、もともと強化地域内に所在する消防の部隊は含まない。

表1-4 消火部隊の派遣 (単位:人)
(警戒宣言が発せられた場合)

東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	合計
—	480	350	250	—	2,410	160	170	3,820

備考)・各都県内の強化地域内に派遣される応援部隊の規模を示す。

・発災後12時間後の消火部隊の規模を示す。

・人数はおおよその数である。四捨五入のため合計は一致しない。

表1-5 消火部隊の派遣 (単位:人)
(東海地震が突発的に発生した場合)

東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	合計
—	480	350	250	—	2,320	160	170	3,730

備考)・各都県内の強化地域内に派遣される応援部隊の規模を示す。

・発災後12時間後の消火部隊の規模を示す。

・人数はおおよその数である。四捨五入のため合計は一致しない。

- 静岡県については、必要な規模を上回る消火部隊を確保することはできなかったが、現在の東海地震の被害想定に基づく手法では厳密に必要な量を算出することは困難な面もある。このため、今後、消防庁においては、本申し合わせに示す派遣可能量を前提に、消火活動の戦略を検討する等の対応が必要である。併せて火災発生防止のため、以下の対策を講じる必要がある。
 - ・予防対策としての出火防止、延焼防止対策を早急に進めること。
 - ・住民等による初期消火を迅速かつ的確に実施すること。そのため、平常時からの地域コミュニティの再構築、自主防災組織の育成・充実、婦人防火クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等を行うこと。

(3) 部隊の規模(総数)

① 応援部隊の派遣規模

- 警察庁、防衛庁及び消防庁が派遣する部隊は、救助活動、消火活動、医療活動、交通規制、避難生活支援等多岐にわたる活動に従事する。これらの活動を全て含む応援部隊の派遣規模は、警戒宣言が発せられた場合は表1-6及び図1-3、突発的に東海地震が発生した場合は表1-7及び図1-4のとおりとする。
- 応援部隊には、もともと強化地域内に所在していた警察、消防の部隊を含まない。

表1-6 応援部隊の派遣規模(最大)
(警戒宣言が発せられた場合)

(単位:人)

	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	全般支援	合計
警察庁	—	150	1,010	410	—	13,860	1,820	1,360	—	18,600
防衛庁	—	200	1,800	400	300	17,300	10,500	1,100	36,800	68,400
消防庁	—	3,030	2,400	1,530	—	21,830	1,230	1,010	—	31,030
合計	—	3,380	5,210	2,340	300	52,990	13,550	3,470	36,800	118,030

備考)・応援部隊の最大派遣規模を示す。

- ・各都県別の派遣規模は、各都県内の強化地域内に派遣が予定されている応援部隊の規模を示す。
- ・「全般支援」とは、航空部隊のように派遣都県が特定できない部隊、被災の状況に応じて派遣都県を判断する部隊などが該当する。
- ・人数はおおよその数である。四捨五入のため合計は一致しないものがある。

図1-3 応援部隊の派遣規模
(警戒宣言が発せられた場合)

(人)

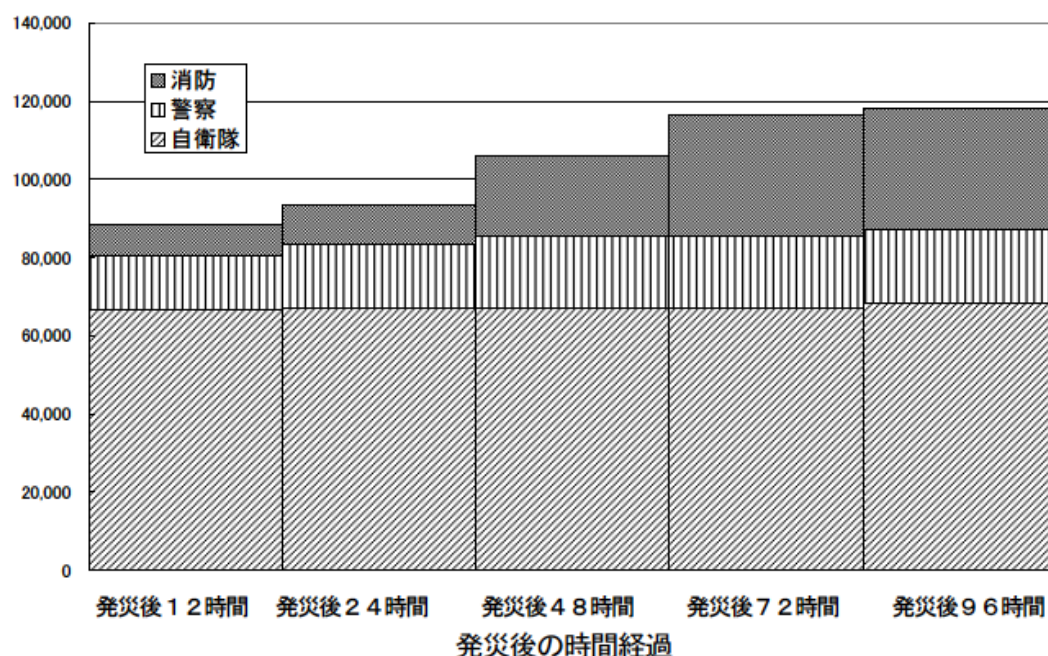


表1－7 応援部隊の派遣規模（最大）
（東海地震が突発的に発生した場合）

（単位：人）

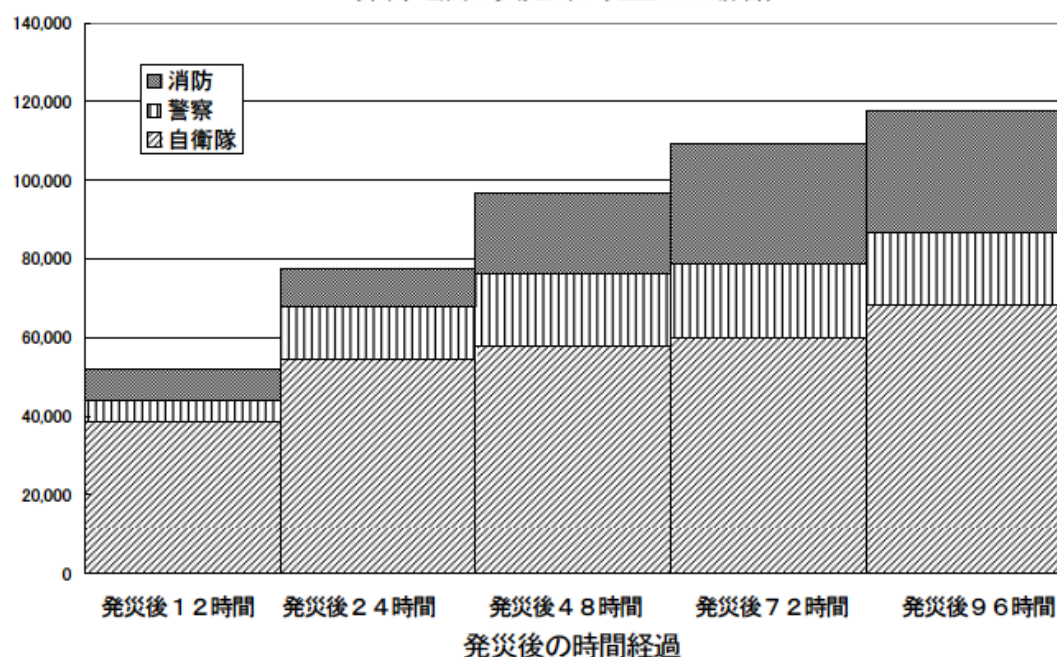
	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	全般支援	合計
警察庁	—	150	1,010	410	—	13,860	1,820	1,360	—	18,600
防衛庁	—	200	1,800	400	300	18,300	9,400	1,100	36,800	68,300
消防庁	—	3,030	2,400	1,530	—	21,640	1,230	1,010	—	30,840
合計	—	3,380	5,210	2,340	300	53,800	12,450	3,470	36,800	117,740

備考）・応援部隊の最大派遣規模を示す。

- ・各都県別の派遣規模は、各都県内の強化地域内に派遣が予定されている応援部隊の規模を示す。
- ・「全般支援」とは、航空部隊のように派遣都県が特定できない部隊、被災の状況に応じて派遣都県を判断する部隊などが該当する。
- ・人数はおおよその数である。四捨五入のため合計は一致しないものがある。

図1－4 応援部隊の派遣規模
（東海地震が突発的に発生した場合）

（人）



②部隊の活動規模（総数）

- 上記①に加え、もともと強化地域内に所在していた警察、消防の部隊も活動しており、これらを合わせた部隊の活動規模は、警戒宣言が発せられた場合は表1－8及び図1－5、突発的に東海地震が発生した場合は表1－9及び図1－6のとおりである。
- 部隊の活動は多岐にわたっていることを踏まえ、東海地震の被害想定に示された死者数、避難者数等や、部隊運用の効率性も考慮して、部隊の規模を計画する。

表1－8 部隊の活動規模（最大）
（警戒宣言が発せられた場合）

（単位：人）

	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	全般支援	合計
警察庁	2,220	1,470	1,190	770	280	14,430	3,020	1,590	—	24,970
防衛庁	—	200	1,800	400	300	17,300	10,500	1,100	36,800	68,400
消防庁	400	12,230	3,470	3,960	2,620	26,180	8,920	3,340	—	61,120
合計	2,620	13,900	6,460	5,130	3,200	57,910	22,440	6,030	36,800	154,490

（参考）

（単位：人）

死者数	—	70	400	100	—	7,900	500	500		9,500
避難者数	100	11万	11万	4.2万	200	120万	40万	7,300		190万

備考）・部隊の最大活動規模を示す。

・各都県内の強化地域内で活動する予定の部隊の規模を示す。

・人数はおおよその数である。四捨五入のため合計が一致しないものがある。

図1－5 部隊の活動規模
（警戒宣言が発せられた場合）

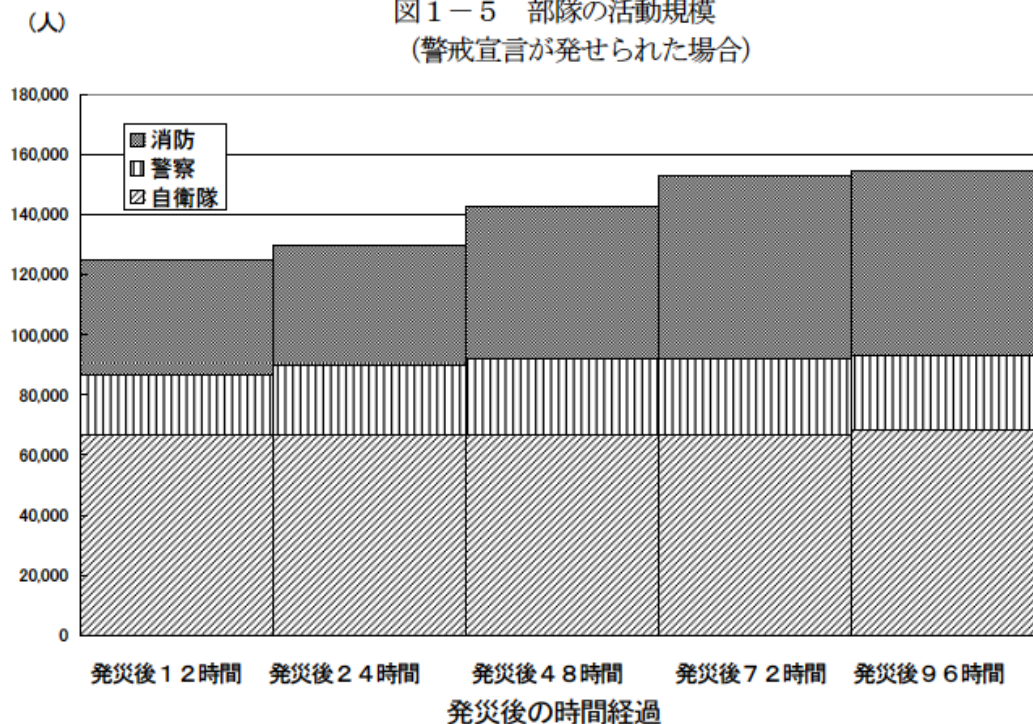


表 1－9 部隊の活動規模（最大）
（東海地震が突発的に発生した場合）

（単位：人）

	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	全般支援	合計
警察庁	2,220	1,470	1,190	770	280	14,430	3,020	1,590	—	24,970
防衛庁	—	200	1,800	400	300	18,300	9,400	1,100	36,800	68,300
消防庁	400	12,230	3,470	3,960	2,620	25,980	8,920	3,340	—	60,920
合計	2,620	13,900	6,460	5,130	3,200	58,710	21,340	6,030	36,800	154,190

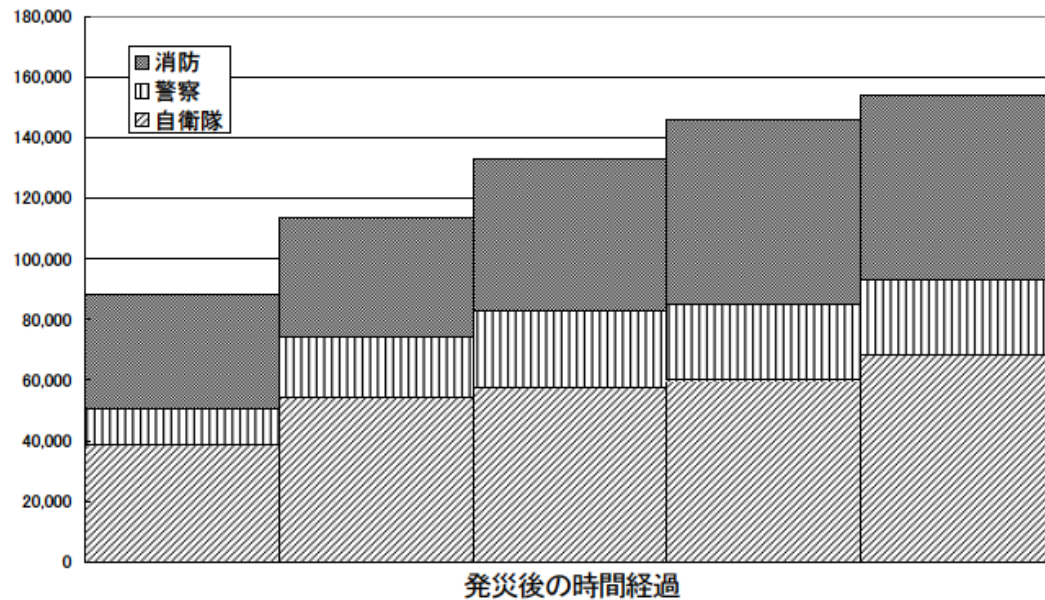
備考）・部隊の最大活動規模を示す。

・各都県内の強化地域内で活動する予定の部隊の規模を示す。

・人数はおおよその数である。四捨五入のため合計が一致しないものがある。

（人）

図 1－6 部隊の活動規模
（東海地震が突発的に発生した場合）



（４）艦船、航空機の規模（総数）

- 防衛庁、消防庁及び海上保安庁の艦船は、津波による漂流者の救助活動、消火活動、輸送活動、船舶交通の規制等に従事し、警察庁、防衛庁、消防庁及び海上保安庁の航空機は、救助活動、医療活動等に従事する。強化地域及びその周辺地域、海域において活動する艦船、航空機の規模は、警戒宣言が発せられた場合、突発的に東海地震が発生した場合ともに、表 1－10 に示すとおりである。

表 1－10 艦船、航空機 （単位：艦船は隻、航空機は機）

	艦船	航空機	
		回転翼	固定翼
警察庁	—	61	—
防衛庁	35	242	72
消防庁	9	60	—
海上保安庁	140	28	6
合計	184	391	78

- 航空機について、国は、情報収集及び広域医療搬送や救助等の人命に関わる活動を優先することとし、用途に応じて機種を使い分けながら、以下の考え方で運用に関わる調整を実施する。なお、具体的な運用に関わる調整方法については、今後、さらに検討する。

①情報収集のための航空機の運用

被害状況が確認されていない地域(情報空白域)に対する情報収集航空機の配分を重視する。このため、早期に被害情報全般の収集状況と関係機関による情報収集のためのヘリ等運航状況を把握するとともに、地震発生直後の関係都県の対応状況を考慮する。

②広域医療搬送のための航空機の運用

広域医療搬送の実施に当たって、計画通り搬送できない状況が発生した場合は、2. 2. 1

(1) ①に定義する広域医療搬送対象者のうち優先度の高い患者をいち早く域外に搬送することを重視して航空機の追加配分や搬送先変更の臨時措置等を迅速に調整・実施する。状況により県境を越えた被災地内広域搬送拠点への搬送を実施することについても視野に入れる。

③各種活動支援のための航空機の運用

救助・消火活動や各種輸送活動等の支援においては、国が運用する航空機を最も有効適切に活用するため、その時点における支援の優先判断に基づいて当面の配分を行い、不足分については追加応援の調整を行う。このため、域内の航空機の活動状況や航空関連施設の状況を把握するとともに、各都県の要請に対しては、代替案の有無を確認する。また、当該航空機の任務終了の要件とその後の措置等についても調整する。

(5) 部隊活動に必要な拠点

- 警察庁、消防庁及び防衛庁の各部隊の活動に必要となる「前進拠点」、「進出拠点」、「活動拠点」をあらかじめ定める。
- 警戒宣言時には、必要な部隊を強化地域周辺に派遣することとなっており、その際、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点を「前進拠点」という。
- 地震発生後、各部隊は被災地に進出することとなるが、その際、強化地域内等の拠点到一時集結する場合がある。その拠点を「進出拠点」という。
- 部隊が被災地において活動するにあたって、宿営等を行う必要がある。そのための拠点を「活動拠点」という。
- 警戒宣言が発せられた場合の「前進拠点」及び「進出拠点」を別表1-1のとおり定める。また、突発的に東海地震が発生した場合の「進出拠点」を別表1-2のとおり定める。
- 「活動拠点」については、実際の被害状況を踏まえて最終的に決定するため、ここでは候補地を別表1-3のとおり定める。

2. 医療活動に係る計画

2. 1 広域医療搬送

(1) 広域医療搬送体制

①広域医療搬送の目的・対象

- 重傷者のうち、被災地内での治療が困難であって、被災地外の医療施設において緊急に手術や処置などを行うことにより、生命・機能予後の改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者を、被災地外の医療施設まで迅速に搬送し治療することである。

広域医療搬送の対象となる重傷者の症状例は、以下のとおりである。

- ・頭、胸、腹部等に中等度の外傷がある患者
- ・身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシュ症候群）
- ・全身に中等度以上の熱傷がある患者

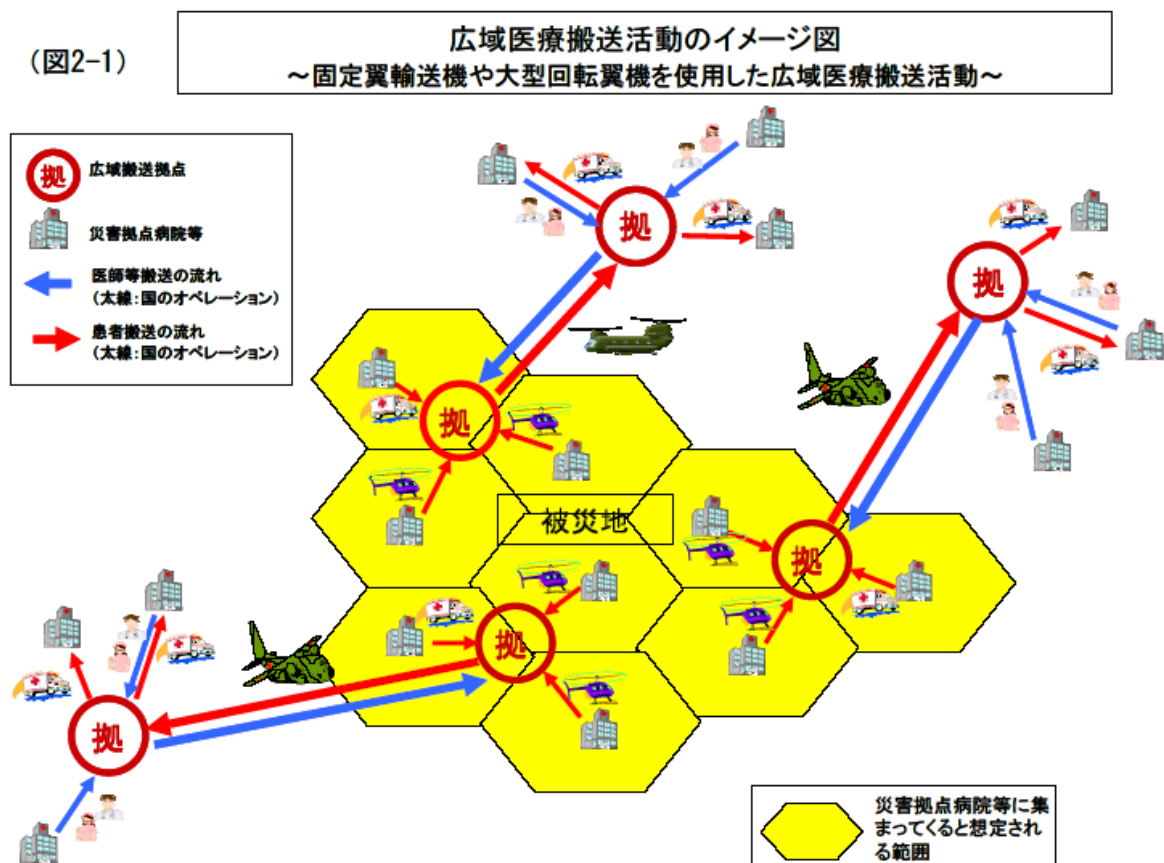
②主な機関の役割分担

- 国の役割
 - ・広域医療搬送に従事する医療チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）・救護班）の派遣
 - ・被災地内広域搬送拠点から被災地外までの広域搬送用航空機の確保、運航
 - ・被災地外都道府県への、患者受入医療施設及び都道府県内搬送手段の確保の要請
- 被災地の役割
 - ・被災地内広域搬送拠点の確保
 - ・被災地内広域搬送拠点での広域搬送拠点臨時医療施設（SCU：Staging Care Unit）の設置、運営
 - ・災害拠点病院等から被災地内広域搬送拠点までの患者搬送手段の確保、調整
- 非被災都道府県の役割
 - ・管轄区域内の災害派遣医療チーム（DMAT）・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）に対する派遣要請
 - ・災害拠点病院等の医療施設に対する患者受入要請
 - ・被災地外広域搬送拠点から患者受入医療施設までの搬送手段の確保、調整
- 災害派遣医療チーム（DMAT）等の役割
 - ・被災地内災害拠点病院等において広域医療搬送対象患者の選出
 - ・広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）における医療活動
 - ・被災地内搬送及び広域搬送における、搬送患者の看護、応急処置

※災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）とは、災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームである。

③広域医療搬送のイメージ図

（図2-1）



④災害派遣医療チーム（DMAT）等の参集拠点

- 災害派遣医療チーム（DMAT）等の参集拠点は以下のとおりとする。
 - ・千歳空港
 - ・仙台空港（運用時間外（21:30～翌 7:30）は松島飛行場）
 - ・東京国際空港（羽田空港）
 - ・大阪国際空港（伊丹空港）
 - ・福岡空港
- 厚生労働省は、参集拠点の近くに所在する災害派遣医療チーム（DMAT）等派遣可能病院の中から、各参集拠点における災害派遣医療チーム（DMAT）等の参集状況を把握し、緊急災害対策本部等へ報告する病院を指定するものとする。

⑤被災地内広域搬送拠点

- 被災地内広域搬送拠点は、被災県に存する空港・自衛隊基地・大規模空地等で、被災地内搬送用ヘリコプター及び広域搬送用自衛隊機が同時に着陸可能なものを指定する。
- 本計画における各県の広域搬送拠点は以下のとおりとする。
 - ・静岡県：浜松基地、静浜基地、県立愛鷹広域公園
 - ・愛知県：名古屋飛行場（小牧基地）
 - ・山梨県：小瀬スポーツ公園

⑥被災地内搬送手段（災害拠点病院等から被災地内広域搬送拠点まで）

- 被災県は、被災地内搬送手段を確保・調整するものとし、ヘリコプターによる患者搬送を原則とする。

被災地内で確保可能なヘリコプターとしては、被災県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊ヘリコプター、被災県警ヘリコプター、広域緊急援助隊ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター（中型機）、海上保安庁ヘリコプター、民間ヘリコプター等が考えられる。

- 迅速な搬送が可能である場合は、救急車等による陸上搬送も考えられる。

⑦広域搬送手段（被災地内広域搬送拠点から被災地外広域搬送拠点まで）

- 国は、広域搬送手段を確保・運航するものとし、自衛隊航空機による患者搬送を原則とする。ただし、許容時間以内に目標数以上の患者搬送が可能であれば、代替手段による広域搬送も可とする。

⑧被災地外広域搬送拠点

- 本計画において事前に指定する被災地外広域搬送拠点は以下のとおりとする。ただし、必要に応じて他の候補地を追加指定するものとする。

表2-1 東海地震における被災地外広域搬送拠点

都道府県	広域搬送拠点名	【参考】同時受入可能患者数
栃木県	宇都宮駐屯地	26
群馬県	相馬原駐屯地	22
埼玉県	入間基地	35
千葉県	下総航空基地	33
東京都	東京国際空港(羽田空港)	115
	立川駐屯地	45
大阪府	大阪国際空港(伊丹空港)	110
	関西国際空港	21
兵庫県	神戸空港	37
広島県	広島西飛行場	27
福岡県	福岡空港	56

注1 同時受入可能患者数とは、24時間以内に治療することが可能な患者数である。

注2 広域搬送拠点から救急車で、1時間以内に搬送できる災害拠点病院等のみを、患者受入医療施設としている。

注3 同時受入可能患者数は、災害時における広域緊急医療のあり方に関する研究において、災害拠点病院等の受入可能患者数から、非被災都道府県における救急需要の平均値を減じて算定した推定値である。

⑨被災地外広域搬送拠点から患者受入医療施設までの搬送

- 非被災都道府県は、被災地外広域搬送拠点から患者受入医療施設までの搬送手段を調整するものとし、非被災都道府県内消防本部の救急車、患者受入医療施設の救急車等による患者搬送を原則とする。

(2) 広域医療搬送対象患者の推計

- 阪神・淡路大震災において、被災地外の医療施設へ迅速に搬送し治療すれば、救命可能であったとされる死者の推計は表2-2-1のとおりである。

この推定結果に、東海地震の想定死者数と阪神・淡路大震災の死者数との比〔(東海地震の想定死者数) / (阪神・淡路大震災死者数)〕を乗じて算定した、被災県別の広域医療搬送対象患者数は、表2-2-2のとおりである。

表2-2-1 許容時間・症状別の広域医療搬送の対象患者発生予測(阪神・淡路大震災モデル)

許容時間の区分 ※1	胸腹部外傷	頭部外傷	クラッシュ症候群	広範囲熱傷	計
3時間以内 ※2	5人	5人	—	—	10人
3～8時間	30人	10人	50人	—	90人
8～24時間	50人	20人	200人	10人	280人
24～72時間	—	—	120人	—	120人
計	85人	35人	370人	10人	500人

※1: 発災後から受入医療施設収容完了までの許容時間

※2: 系統的な広域医療搬送を実施することが困難な時間帯

出典: 災害時における広域緊急医療のあり方に関する研究(平成15年度報告書)

表2-2-2 想定東海地震が発生した場合に広域医療搬送の対象となり得る患者数

被災県	許容時間	胸腹部外傷	頭部外傷	クラッシュ症候群	広範囲熱傷	計
神奈川県	3時間以内	0	0	0	0	0
	3～8時間	0	0	1	0	1
	8～24時間	1	0	3	0	4
	24～72時間	0	0	2	0	2
	計	1	0	6	0	7
山梨県	3時間以内	0	0	0	0	0
	3～8時間	2	1	3	0	6
	8～24時間	3	1	14	1	19
	24～72時間	0	0	8	0	8
	計	5	2	25	1	33
長野県	3時間以内	0	0	0	0	0
	3～8時間	1	0	1	0	2
	8～24時間	1	0	4	1	6
	24～72時間	0	0	2	0	2
	計	2	0	7	1	10
静岡県	3時間以内	6	6	0	0	12
	3～8時間	34	11	56	0	101
	8～24時間	56	22	225	20	323
	24～72時間	0	0	135	0	135
	計	96	39	416	20	571
愛知県	3時間以内	0	0	0	0	0
	3～8時間	2	1	3	0	6
	8～24時間	3	1	14	5	23
	24～72時間	0	0	8	0	8
	計	5	2	25	5	37
上記の計	3時間以内	6	6	0	0	12
	3～8時間	39	13	64	0	116
	8～24時間	64	24	260	27	375
	24～72時間	0	0	155	0	155
	計	109	43	479	27	658

(3) 予知型における広域医療搬送計画

①予知型の計画で対象とする広域医療搬送目標患者数

- (2)の広域医療搬送対象患者(表2-2-2)のうち、系統的な広域医療搬送を実施することが困難な許容時間3時間以内の患者については、全ての被災県において広域医療搬送計画の対象外とする。

神奈川県と長野県については、想定患者数が比較的少なく、県内に被災を免れている災害拠点病院が複数あると想定されるため、被災地域から災害拠点病院までの県内搬送で対応可能と考え、両県で発生した重傷者は全て、広域医療搬送計画の対象外とする。

従って、本計画における目標患者数は以下のとおりとする。

表2-3 予知型における広域医療搬送目標患者数

被災県	許容時間	胸腹部外傷	頭部外傷	クラッシュ症候群	広範囲熱傷	計
山梨県	3～8時間	2	1	3	0	6
	8～24時間	3	1	14	1	19
	24～72時間	0	0	8	0	8
	計	5	2	25	1	33
静岡県	3～8時間	34	11	56	0	101
	8～24時間	56	22	225	20	323
	24～72時間	0	0	135	0	135
	計	90	33	416	20	559
愛知県	3～8時間	2	1	3	0	6
	8～24時間	3	1	14	5	23
	24～72時間	0	0	8	0	8
	計	5	2	25	5	37
上記の計	3～8時間	38	13	62	0	113
	8～24時間	62	24	253	26	365
	24～72時間	0	0	151	0	151
	計	100	37	466	26	629

②本計画達成の前提条件

- 東海地震注意情報及び警戒宣言発表後、災害派遣医療チーム(DMAT)等は所属病院で待機し、派遣に備える。
- 警戒宣言時における自衛隊の資機材輸送などが完了し、広域医療搬送に対応した航空機の態勢が確立した後に、東海地震が発生する。
- 東海地震発生後、全ての被災地内広域搬送拠点が、広域医療搬送の実施に支障が無い程度の被災に留まっている。
- 広域医療搬送に従事する災害派遣医療チーム(DMAT)等は、大型の機材を持参しない。

③災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣必要数

- 本計画を達成するため、各被災地内広域搬送拠点に必要な災害派遣医療チーム(DMAT)等の数は、以下のとおりである。

表2-4 予知型における災害派遣医療チーム(DMAT)等必要数

被災地内広域搬送拠点		被災地内搬送			SCU			広域搬送		人数合計			必要チーム数
		医師	看護師		医師	看護師	業務調整員	医師	看護師	医師	看護師	業務調整員	
静岡県	浜松基地	19	19		10	21	45	22	88	51	128	45	51
	静浜基地	16	16		10	21	45	19	76	45	113	45	45
	愛鷹広域公園	5	5		7	14	33	6	24	18	43	33	18
愛知県	名古屋空港(小牧基地)	3	3		7	14	33	4	16	14	33	33	14
山梨県	小瀬スポーツ公園	5	5		7	14	33	3	12	15	31	33	15
計		48	48		41	84	189	54	216	143	348	189	143

注1 災害派遣医療チーム(DMAT)は医師1名、看護師2名、業務調整員1名を必須とし、残り1名の職種は任意としていることから、医師1名、看護師3名、業務調整員1名の編成又は、医師2名、看護師2名、業務調整員1名の編成が主であると想定している。

注2 広域搬送の必要数は、3～8時間及び8～24時間の目標患者数を達成するために必要な医師・看護師数である。

④災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

- 警戒宣言発表から被災地外への広域搬送開始までの、想定する時系列は以下のとおりである。

表2-5 予知型における災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣に関する想定時系列

経過時間	行 動
警戒宣言 (東海地震発生) 0	・災害派遣医療チーム(DMAT)等病院待機 ・自衛隊機の派遣調整
1	・災害派遣医療チーム(DMAT)等への参集要請(DMAT等参集開始) ・自衛隊機を参集拠点へ派遣
2	・被災県からの広域医療搬送実施要請 ・広域医療搬送実施決定
3	・自衛隊機参集拠点到着 ・参集した第1次派遣災害派遣医療チーム(DMAT)等を順次輸送開始
4	・被災地内広域搬送拠点到着
5	・広域医療搬送活動開始
6	・被災地外への広域搬送開始

- 平成18年3月現在、災害派遣医療チーム（DMAT）等派遣可能病院は185病院であり、そのうち17病院は被災県に所在するため、残る168病院が東海地震における災害派遣医療チーム（DMAT）等派遣可能病院となる。
- 許容時間が3～8時間以内の患者を8時間以内に、被災地外の患者受入医療施設まで搬送するためには、3時間以内に参集した災害派遣医療チーム（DMAT）等を被災地に派遣し、広域医療搬送を開始する必要がある。
- 災害派遣医療チーム（DMAT）等派遣可能病院168病院のうち、3時間以内に各参集拠点へ参集可能な135病院から参集した災害派遣医療チーム（DMAT）等を、第1次派遣災害派遣医療チーム（DMAT）等とし、表2-6のとおり派遣する。
- 残りの災害派遣医療チーム（DMAT）等は後続派遣災害派遣医療チーム（DMAT）等とし、表2-6のとおり浜松基地及び静浜基地へ派遣する。
後続派遣の災害派遣医療チーム（DMAT）等は、伊丹空港へ参集し、広域搬送用航空機が被災地へ戻る時などを活用し、浜松基地へ移動するものとする。

表2-6 予知型における災害派遣医療チーム(DMAT)等の被災地への派遣計画

参集拠点	輸送手段	派遣先 被災地内広域搬送拠点	第1次派遣 チーム数	後続派遣 チーム数
千歳空港	固定翼輸送機	静浜基地	7	0
仙台空港	固定翼輸送機		14	
羽田空港	固定翼輸送機		24	
	大型回転翼機	愛鷹広域公園	18	0
	大型回転翼機	小瀬スポーツ公園	15	0
伊丹空港	固定翼輸送機	名古屋飛行場	14	0
	固定翼輸送機	浜松基地	23	8
福岡空港	固定翼輸送機		20	
合計			135	8

⑤広域医療搬送対象患者の搬送

- 各被災地内広域搬送拠点から広域搬送する被災地外広域搬送拠点及び各被災地外広域搬送拠点への搬送目標患者数は、以下のとおりである。

表2-7 予知型における被災地内広域搬送拠点別の広域搬送先と搬送目標患者数

被災地内広域搬送拠点		患者搬送先 被災地外広域搬送拠点	搬送手段	広域搬送目標患者数			
				3～8時間	8～24時間	24～72時間	計
静岡県	浜松基地	① 伊丹空港	固定翼輸送機 ※	48	62	64	264
		② 神戸空港	固定翼輸送機 ※		31		
		③ 関西空港	固定翼輸送機 ※		21		
		④ 福岡空港	固定翼輸送機 ※		38		
	静浜基地	① 羽田空港	固定翼輸送機 ※	40	75	53	223
		② 下総基地	固定翼輸送機 ※		33		
		③ 入間基地	固定翼輸送機 ※		22		
	愛鷹広域公園	① 入間基地	大型回転翼機	13		18	72
		② 立川駐屯地	大型回転翼機		41		
愛知県	名古屋飛行場 (小牧基地)	① 神戸空港	固定翼輸送機 ※	6		8	37
		② 広島西飛行場	固定翼輸送機 ※		23		
山梨県	小瀬スポーツ公園	① 宇都宮駐屯地	大型回転翼機	6	12	8	33
		② 相馬原駐屯地	大型回転翼機		7		
計				113	365	151	629
必要航空機数			固定翼輸送機 ※	24	45	14	
			大型回転翼機	6	9	3	

※固定翼輸送機による搬送を基本とするが、必要により、大型回転翼機を使用する。

注1 広域搬送に使用する航空機は、1日あたり広域搬送拠点間を1機2往復もしくは3往復できるものとし、1機2.5往復で算定した。(3～8時間については、広域搬送に約2時間しか確保できないため1機1往復で算定し、残り1.5往復は8～24時間で実施するとして算定。)

注2 8～24時間の必要航空機は、3～8時間から引き続き使用する航空機を含む。

注3 固定翼輸送機及び大型回転翼機は、1機あたり最大4名の患者を搬送する。

注4 患者搬送先拠点は、状況により他の基地・空港等に変わることがある。

- 平成17年3月31日現在、自衛隊が保有する広域医療搬送に利用可能な固定翼輸送機は、合計42機であるが、整備等により運航できない機体もあるため、常に全機使用可能ではない。また、表2-7から、8～24時間以内で広域搬送に必要な固定翼輸送機数は45機であり、固定翼輸送機の使用可能機数を超えているため、一部を大型回転翼機で補わなければならないことになる。さらに、自衛隊輸送機は救助部隊の派遣等、他の所要で輸送の需要が発生することが考えられるため、大型回転翼機を含め、患者搬送に必要な十分な機数を確保できないことも考えられる。

したがって、目標を達成するためには、以下の検討が必要であると考えられる。

- ・固定翼輸送機1機あたりの搬送患者数の増加
- ・代替搬送手段の確立

(4) 突発型における広域医療搬送計画

①突発型の計画で対象とする広域医療搬送目標患者数

- (2)の広域医療搬送対象患者(表2-2-2)のうち、系統的な広域医療搬送を実施することが困難な許容時間3時間以内の患者については、全ての被災県において広域医療搬送計画の対象外とする。

また、広域医療搬送実動訓練の検証等から、地震発生から8時間以内に広域医療搬送対象患者を被災地外の患者受入医療施設まで搬送することは、非常に困難であることが予想されるため、許容時間3～8時間以内の患者についても、全ての被災県において広域医療搬送計画の対象外とする。

神奈川県と長野県については、想定患者数が比較的少なく、県内に被災を免れている災害拠点病院が複数あると想定されるため、被災地域から災害拠点病院までの県内搬送で対応可能と考え、両県で発生した重傷者は全て、広域医療搬送計画の対象外とする。

従って、本計画における目標患者数は以下のとおりとする。

表2-8 突発型における広域医療搬送目標患者数

被災県	許容時間	胸腹部外傷	頭部外傷	クラッシュ症候群	広範囲熱傷	計
山梨県	8～24時間	3	1	14	1	19
	24～72時間	0	0	8	0	8
	計	3	1	22	1	27
静岡県	8～24時間	56	22	225	20	323
	24～72時間	0	0	135	0	135
	計	56	22	360	20	458
愛知県	8～24時間	3	1	14	5	23
	24～72時間	0	0	8	0	8
	計	3	1	22	5	31
上記の計	8～24時間	62	24	253	26	365
	24～72時間	0	0	151	0	151
	計	62	24	404	26	516

②本計画達成の前提条件

- 被災県は、東海地震発生後速やかに、緊急災害対策本部等に広域医療搬送の実施を要請する。
- 全ての被災地内広域搬送拠点が、広域医療搬送の実施に支障が無い程度の被災に留まっている。

- 災害拠点病院等から被災地内広域搬送拠点までの被災地内搬送、被災地内広域搬送拠点から被災地外広域搬送拠点までの広域搬送及び被災地外広域搬送拠点から患者受入医療施設までの搬送それぞれについて、航空機・救急車等の搬送手段が、十分確保されている。
- 広域医療搬送の実施に必要な数以上の災害派遣医療チーム（DMAT）等が、速やかに被災地内広域搬送拠点へ到着し、許容時間以内に広域医療搬送活動を開始できる。

③災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣必要数

- 本計画を達成するため、各被災地内広域搬送拠点に必要な災害派遣医療チーム（DMAT）等の数は、以下のとおりである。

表2-9 突発型における災害派遣医療チーム（DMAT）等必要数

被災地内広域搬送拠点		被災地内搬送		SCU			広域搬送		人数合計			必要チーム数
		医師	看護師	医師	看護師	業務調整員	医師	看護師	医師	看護師	業務調整員	
静岡県	浜松基地	19	19	10	21	45	18	72	47	112	45	47
	静浜基地	16	16	10	21	45	15	60	41	97	45	41
	愛鷹広域公園	5	5	7	14	33	5	20	17	39	33	17
愛知県	名古屋空港（小牧基地）	3	3	7	14	33	3	12	13	29	33	13
山梨県	小瀬スポーツ公園	5	5	7	14	33	3	12	15	31	33	15
計		48	48	41	84	189	44	176	133	308	189	133

注1 災害派遣医療チーム（DMAT）は医師1名、看護師2名、業務調整員1名を必須とし、残り1名の職種は任意としていることから、医師1名、看護師3名、業務調整員1名の編成又は、医師2名、看護師2名、業務調整員1名の編成が主であると想定している。

注2 広域搬送の必要数は、8～24時間の目標患者数を達成するために必要な医師・看護師数である。

④災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

- 東海地震発生から被災地外への広域搬送開始までの、想定する時系列は以下のとおりである。

表2-10 突発型における災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣に関する想定時系列

経過時間	行 動
（東海地震発生）0	・災害派遣医療チーム（DMAT）等、所属病院へ参集
1	・被災県からの広域医療搬送実施要請
2	・広域医療搬送実施決定（災害派遣医療チーム（DMAT）等への派遣要請） ・災害派遣医療チーム（DMAT）等派遣用自衛隊機を調整開始
3	
4	
5	・災害派遣医療チーム（DMAT）等派遣用自衛隊機、各参集拠点到着
6	・参集した災害派遣医療チーム（DMAT）等を順次輸送開始
7	・被災地内広域搬送拠点到着
8	・広域医療搬送活動開始 ・被災地外への広域搬送開始

注 災害派遣医療チーム（DMAT）等の参集拠点全てに、派遣用自衛隊機を調整した場合

- 各参集拠点へ参集した災害派遣医療チーム（DMAT）等を、表2-11のとおり被災地内広域搬送拠点へ派遣する。

なお、地震発生から5～6時間程度で、表2-11のとおり派遣するよう、災害派遣医療チーム（DMAT）等の参集及び派遣用自衛隊機の調整に努めるものとする。

また、突発型の場合、地震発生後に調整を開始するため、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣以外にも自衛隊航空機への需要が発生することも見込まれることや、派遣用自衛隊機の調整等に時間を要する場合も考えられることから、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣に当たっては、東京国際空港（羽田空港）又は大阪国際空港（伊丹空港）へ民間機にて移動し、これらの空港から被災地内広域搬送拠点へ移動することについても同時に考慮するものとする。

表2-11 突発型における災害派遣医療チーム（DMAT）等の被災地への派遣計画

参集拠点	輸送手段	派遣先 被災地内広域搬送拠点	派遣チーム数
千歳空港	固定翼輸送機	静浜基地	7
仙台空港	固定翼輸送機		10
	固定翼輸送機	浜松基地	4
羽田空港	固定翼輸送機	静浜基地	24
	大型回転翼機	愛鷹広域公園	17
	大型回転翼機	小瀬スポーツ公園	15
伊丹空港	固定翼輸送機	名古屋飛行場	13
	固定翼輸送機	浜松基地	23
福岡空港	固定翼輸送機		20
合計			133

⑤広域医療搬送対象患者の搬送

- 各被災地内広域搬送拠点から広域搬送する被災地外広域搬送拠点及び各被災地外広域搬送拠点への搬送目標患者数は、以下のとおりである。

表2-12 被災地内広域搬送拠点別の広域搬送先と搬送目標患者数

被災地内広域搬送拠点		患者搬送先 被災地外広域搬送拠点	搬送手段	広域搬送目標患者数		
				8～24時間	24～72時間	計
静岡県	浜松基地	① 伊丹空港	固定翼輸送機 ※	62	64	216
		② 神戸空港	固定翼輸送機 ※	31		
		③ 関西空港	固定翼輸送機 ※	21		
		④ 福岡空港	固定翼輸送機 ※	38		
	静浜基地	① 羽田空港	固定翼輸送機 ※	75	53	183
		② 下総基地	固定翼輸送機 ※	33		
		③ 入間基地	固定翼輸送機 ※	22		
	愛鷹広域公園	① 立川駐屯地	大型回転翼機	41	18	59
		② 入間基地	大型回転翼機			
愛知県	名古屋空港 (小牧基地)	① 広島西飛行場	固定翼輸送機 ※	23	8	31
		② 神戸空港	固定翼輸送機 ※			
山梨県	小瀬スポーツ公園	① 宇都宮駐屯地	大型回転翼機	12	8	27
		② 相馬原駐屯地	大型回転翼機	7		
計				365	151	516
必要航空機数			固定翼輸送機 ※	36	14	
			大型回転翼機	8	3	

※固定翼輸送機による輸送を基本とするが、必要により、大型回転翼機を使用する。

- 注1 広域搬送に使用する航空機は、1日あたり広域搬送拠点間を1機2往復もしくは3往復できるものとし、1機2.5往復で算定した。
- 注2 固定翼輸送機及び大型回転翼機は、1機あたり最大4名の患者を搬送する。
- 注3 患者搬送先拠点は、状況により他の基地・空港等に変わることがある。

- 平成17年3月31日現在、自衛隊が保有する広域医療搬送に利用可能な固定翼輸送機は、合計42機であるが、整備等により運航できない機体もあるため、常に全機使用可能ではない。また、表2-12から、許容時間8～24時間以内の広域搬送に必要な固定翼輸送機数は36機であるため、目標を達成するためには、使用可能な固定翼輸送機のほとんどを患者搬送用として確保しなければならないことになる。なお、突発型の場合、自衛隊輸送機は救助部隊の派遣等、他の所要で予知型の場合と比較してさらに、輸送機の需要が発生することが考えられるため、患者搬送に必要十分な機数を確保できないことも考えられる。
- したがって、目標を達成するためには、以下の検討が必要であると考えられる。
- ・固定翼輸送機1機あたりの搬送患者数の増加
 - ・代替搬送手段の確立
- 突発型では、許容時間3～8時間以内の患者を広域搬送することが非常に困難であることから、許容時間3～8時間以内の広域医療搬送対象患者を救命するためには、別の手段が必要があると考えられる。その手段の例としては、以下のものが考えられる。
- ・都道府県間の災害時相互応援協定に基づく、被災県から近隣都府県への負傷者搬送についての具体的な計画の事前作成
2. 2 非被災都道府県からの救護班派遣（被災地内医療活動支援のための派遣）
- 多数発生する負傷者の早期救護のためには、広域医療搬送以外にも、被災地内病院への医療支援、救護所を設置しての医療活動等を実施する医療従事者を、救護班として非被災都道府県から派遣する必要がある。
- 非被災都道府県から派遣された救護班を的確に配分するためには、被災地において、被災地内医療活動の状況を把握しかつ、救護班の連絡窓口となる機関を設置し、周知しておく必要がある。
- 非被災都道府県から派遣された救護班は、この連絡窓口機関の調整を受け、医療需要に応じた活動を図るものとする。
- 「「東海地震に係る被害想定結果」（平成15年3月18日 中央防災会議「東海地震対策専門調査会」）において、人的被害は重傷者が約15,000人発生する等されている。
- 負傷者の救護は傷の治療が主であると考えられるため、外科・整形外科・皮膚科等、外科系の創傷処置技術を持つ医師が治療にあたることが想定される。
- 負傷者数の想定及び被災地内の外科系医師数（厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」（平成16年））から、非被災都道府県から派遣の必要な医師数は、1,280人以上と推定される。
- 現在、制度的に救護班派遣体制を有している医療機関としては、独立行政法人国立病院機構の病院（全国で154施設）、独立行政法人国立大学病院、（全国で42施設）及び災害拠点病院、（全国で548病院）及び、日本赤十字社（約480班）で救護班を編成する体制をとっているほか、自衛隊においては全国で約70チームの救護班を編成することを予定している。

これらの救護班を合計すると 1,294 となり、必要数 1,280 以上であるが、派遣が困難な被災地内医療機関や、広域医療搬送に従事する災害派遣医療チーム（DMAT）等を派遣する医療機関も含んでいるため、実際はこれらの医療機関のみで、救護班の必要数を確保することは難しい。

従って、救護班需要の全てに対して計画的に対応することは困難であり、災害発生時には、ボランティアの医療チーム等を活用して対応する必要がある。

3. 物資調達に係る計画

- 平成15年12月16日中央防災会議幹事会申し合わせにおいて、都県別に応援が必要な物資量が記載されており、これを非被災地域から調達する。
- 物資の応援必要量については、
 - ① 消防庁が非被災地方公共団体の備蓄物資の調達を調整する
 - ② 消防庁による調整によっても物資が不足する場合に、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省及び経済産業省）が関係業界団体等を通じて物資の調達等を行うことを原則とした。ただし、遠隔地からの輸送は非効率であるため、被災地までの距離も勘案して調達先を定めた。
- 地方公共団体の備蓄や関係業界団体等の在庫等については変動するため、物資調達に係る計画の内容は定期的に見直すこととする。
- 東海地震注意情報が発表され、政府が準備行動開始の必要性を確認した場合等に、消防庁及び物資調達関係省庁は、本申し合わせで定められた調達可能量及び調達先について地方公共団体、関係業界等を通じて点検し、内閣府（地震災害警戒本部等が設置された場合には地震災害警戒本部等）に連絡する。内閣府等（地震災害警戒本部等が設置された場合には地震災害警戒本部等）は、必要に応じて、計画内容を変更するものとする。

（1）飲料水の調達計画

- 飲料水は、表3-1のとおり必要量を調達する。
- 平成15年12月16日中央防災会議幹事会申し合わせにおいて、1週間で必要な応援物資の量が約 60,000 tとされていたところである。約 60,000 tを算出するにあたって、被災地方公共団体の水道事業者等が所有する給水車等による飲料水の供給や、飲料水用に整備している耐震性貯水槽による供給を考慮に入れていなかったため、これらの供給量も含めて、約 60,000 tを調達する計画としている。
- 被災地方公共団体の水道事業者等の給水車や耐震性貯水槽を利用して計算すると、ほとんどの都県で飲料水の応援は不要となり、長野県のみ不足分が発生する。これについては、厚生労働省による非被災地方公共団体の水道事業者等との調整によって、供給する。

表3-1 飲料水の調達

(単位: t)

	調整 主体	東京都	神奈川 県	山梨 県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	合計
被災地方 公共団体 の給水車、 貯水槽等	—	13,500	16,300	9,100	2,100	600	137,200	36,700	1,500	217,000
必要な物 資量	—	—	7,700	7,000	2,700	6	22,000	21,000	47	60,000
不足分		—	—	—	600	—	—	—	—	—
非被災地 方公共団 体からの 給水車等 の応援	厚生 労働 省	—	—	—	600	—	—	—	—	600

備考)・量は1週間分を示す。

・「必要な物資量」とは、平成15年12月16日中央防災会議幹事会申し合わせに示された
応援が必要な物資の量である。

- 上記のほか、農林水産省は、要請に応じて飲料水ペットボトルやソフトドリンクの適切な出荷
がされるよう、関係業界団体等との間で広域的な調達体制を整備しておく。
- このほか、自衛隊が保有する給水車、海上保安庁が保有する巡視船等による給水も可能である。

(2) 食料の調達計画

- 食料の調達については、発災後から3日程度までと、4日程度から1週間までに分けて計画す
る。3日程度までは、特に被災地への輸送に時間を要することが予想されるため、保存期間の長
い食品を調達する。また、3日程度までは調理不要の食品を中心に調達することとし、4日程度
以降から調理を必要とする食品も含めて調達する。
- 消防庁が、非被災地方公共団体が備蓄している食料の調達を調整し、さらに、農林水産省が関
係業界団体等に対して出荷要請をすることとした。ただし、遠隔地からの輸送は非効率であるた
め、被災地までの距離も勘案して調達先を定めた。
- 以上を踏まえて食料を表3-2のとおり調達する。

表3-2 食料の調達

①発災後3日程度まで

(単位: 万食)

	調整主体	東京 都	神奈川 県	山梨 県	長野 県	岐阜 県	静岡 県	愛知 県	三重 県	合計
調理不要食 品	消防庁	—	—	—	約 0.2	—	—	約 12.5	—	約 12.7
調理不要食 品	農林水産 省	—	—	約 41.3	約 0.5	—	—	約 53.7	—	約 95.5
簡易調理食 品	消防庁	—	—	—	約 18.1	—	—	約 24.8	—	約 42.9
簡易調理食 品	農林水産 省	—	—	—	—	—	—	約 7.1	—	約 7.1
合計	—	—	—	約 41.3	約 18.8	—	—	約 98.1	—	約 158.2

②発災後4日程度から1週間まで

(単位:万食)

	調整主体	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	合計
調理不要食品	農林水産省	—	約17	約83.7	約30.2	—	約585.4	約276.7	—	約993
簡易調理食品	消防庁	—	—	—	—	—	約36.1	—	—	約36.1
簡易調理食品	農林水産省	—	約1	約8.2	約4	—	約218.8	約54.7	—	約286.7
精米	農林水産省	—	約12.1	約61.2	約22.8	—	約560.4	約220.9	—	約877.4
合計	—	—	約30.1	約153.1	約57	—	約1400.7	約552.3	—	約2193.2

③1週間分の合計

(単位:万食)

	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	合計
合計(①+②)	—	約30.1	約194.4	約75.8	—	約1,400.7	約650.4	—	約2351.4
必要な物資量	—	約30	約190	約75	—	約1,400	約650	—	約2,300

備考)・「必要な物資量」とは、平成15年12月16日 中央防災会議幹事会申し合わせに示された応援が必要な物資の量である。

(3) その他の物資の調達計画

- その他の物資については、表3-3のとおり調達する。

表3-3 その他の物資の調達

	調整主体	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	合計
育児用調整粉乳	消防庁	—	—	約1 t	約1 t	—	約9 t	約2 t	約1 t	約13.8 t
	必要な物資量	—	—	約0.76 t	約0.32 t	—	約7.8 t	約1.2 t	約0.05 t	約10 t
毛布	消防庁	—	—	—	—	—	約21 万枚	—	—	約21 万枚
	必要な物資量	—	—	—	—	—	約18 万枚	—	—	約18 万枚
おむつ	小児用おむつ	消防庁	—	—	約5 千枚	—	—	—	約5 千枚	約10 千枚
	厚生労働省	—	—	約10 千枚	—	—	約405 千枚	—	—	約415 千枚
	大人用おむつ	厚生労働省	—	約2 千枚	—	—	約59 千枚	—	約1 千枚	約62 千枚
	計	—	—	約12 千枚	約5 千枚	—	約464 千枚	—	約6 千枚	約487 千枚
	必要な物資量	—	—	約11 千枚	約2.5 千枚	—	約430 千枚	—	約2.7 千枚	約450 千枚
簡易トイレ	消防庁	—	—	—	約300 基	—	約2,700 基	—	—	約3,000 基
	必要な物資量	—	—	—	約300 基	—	約2,300 基	—	—	約2,600 基

備考)・量は1週間分を示す。

・「必要な物資量」とは、平成15年12月16日中央防災会議幹事会申し合わせに示された応援が必要な物資の量である。

- 上記のほか、農林水産省は、要請に応じて育児用調整粉乳を調達できるよう、関係業界団体等との間で広域的な調達体制を整備しておく。
- また、経済産業省は、要請に応じて毛布、簡易トイレを調達できるよう、関係業界団体等との間で広域的な調達体制を整備しておく。

(4) 広域物資拠点

- 非被災地域から被災地域へ物資を輸送する拠点(「広域物資拠点」)を別表3-1のとおり定める。
- 広域物資拠点は、主要な道路等との近接性、地理的配置の状況等を勘案し、各都県ごとに2～9箇所を定める。
- 広域物資拠点は、非被災地域から物資を輸送する拠点であり、広域物資拠点から避難所等への輸送については、被災地方公共団体が実施する。
- 被害想定に示された被害の規模に応じて、上記(1)、(2)及び(3)で調達する物資の種類と量をあらかじめ広域物資拠点ごとに配分しておく。その結果は、別表3-2のとおりとなる。

4. 輸送活動に係る計画

(1) 緊急輸送ルート計画

- 部隊の進出予定路線、広域物資拠点の位置等を勘案して、緊急輸送ルートを別図1のとおり定める。緊急輸送ルートに指定する道路及び区間は別表4-1のとおり定める。
- なお、崖崩れ等により、一部の道路が寸断された場合には、緊急河川敷道路、臨港道路等の道路も含め代替道路を選定し、緊急輸送ルート計画を変更するものとする。また、広域的に道路が寸断された場合にも備えて、別表4-2及び別図1に示す海上輸送ルートを定めておく。
- 緊急輸送ルート計画に示された道路に対する交通規制の対応については引き続き検討する。

(2) 緊急輸送活動に係る計画

①物資の輸送

- 別表3-2の広域物資拠点ごとに輸送が必要とされる物資を確保するため、非被災地域から広域物資拠点への物資の緊急輸送活動に係る計画を、別表4-3のとおり定める。
- 物資の輸送については、物資調達の依頼先で輸送手段が確保できる場合にはそれによることとし、物資調達の依頼先で輸送手段が確保できない場合には国土交通省が輸送の調整を行うことを原則として計画した。
- 東海地震注意情報が発表され、政府が準備行動開始の必要性を確認した場合等に物資関係省庁等は物資の調達可能量及び調達先を点検し、内閣府（地震災害警戒本部等が設置された場合には地震災害警戒本部等）に連絡する。内閣府（地震災害警戒本部等が設置された場合には地震災害警戒本部等）は、国土交通省が輸送調整を担当する物資について、物資関係省庁等から連絡を受けた内容を国土交通省に伝えるとともに、内閣府等（地震災害警戒本部等が設置された場合には地震災害警戒本部等）は必要に応じて緊急輸送活動に係る計画を変更する。
- 緊急災害対策本部は、地震発生後に道路の被害状況等を勘案して、陸上輸送を行うことが困難と判断される場合には、これらの輸送活動の一部を海上輸送に切り替えることとする。この場合、緊急災害対策本部は、緊急輸送活動に係る計画を変更して、防衛庁、海上保安庁、国土交通省等に海上輸送を依頼するとともに、緊急輸送活動に係る計画の変更について関係省庁を通じて別表4-3中の輸送調整主体に伝達する。
- 緊急災害対策本部から海上輸送の依頼があった場合には、防衛庁及び海上保安庁等は自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を行うとともに、国土交通省は海上運送事業者等に対して緊急輸送の要請を行う。

②部隊の輸送

- 警察庁、防衛庁、消防庁の部隊の進出にあたっては、一部の区間で民間フェリーを利用する。民間フェリーを利用する部隊及び区間を別表4-4のとおり定める。
- 国土交通省は、これらの民間フェリーの利用が行えるよう、事前に海上運送事業者と調整しておくとともに、警戒宣言時又は地震発生時には速やかに部隊を輸送できるよう、海上運送事業者に依頼するものとする。
- 被災地への部隊の進出経路については陸路を原則とするが、道路の被害状況等を勘案して、必要に応じて航空機又は船舶を使用する。

別表 1－1 前進拠点・進出拠点一覧

機関	部隊 所在地	規模 (人)	前進拠点		進出拠点		派遣 都県
				位置		位置	
警視庁	関東	1,000	—	—	小瀬スポーツ公園(甲府市)	7	山梨県
防衛省	宮城県	300	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	13	—	—	山梨県
	福島県	1,100	朝霞駐屯地(東京都練馬区)	13	—	—	山梨県
消防庁	群馬県	200	—	—	談合坂 SA(山梨県上野原市)	29	山梨県
	埼玉県	500	—	—	談合坂 SA(山梨県上野原市)	29	山梨県

別表 1－2 活動拠点(候補)一覧

No	拠点名称	所在地	管理者	使途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曽根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防

別表 3－1 広域物資拠点

都県名	拠点名称	位置	住 所	面 積
山梨県	アイメッセ山梨	F	甲府市大津町 2192-8	(敷地) 25,760 m ²
				(建築) 7,678 m ²
				(延べ床) 9,945 m ²

別表 3－2 広域物資拠点に輸送される物資の種類と量

都県名	拠点名称	物資の種類	量
山梨県	小瀬スポーツ公園	食糧(発災後 3 日目程度まで)	約 31.2 万食
		食糧(発災後 4 日目程度から 1 週間まで)	約 115.5 万食
		調整粉乳	約 1t
		小児おむつ	約 10 千枚
		大人用おむつ	約 2 千枚
	富士北麓公園	食糧(発災後 3 日目程度まで)	約 10.1 万食
		食糧(発災後 4 日目程度から 1 週間まで)	約 37.5 万食

別表４－３ 別紙の緊急輸送活動

○発災後３日目程度までの食料

輸送内容	輸送区間	物資調達の調整主体	物資輸送の調整主体
調理不要食品	埼玉県、千葉県→山梨県（小瀬スポーツ公園）	農林水産省	国土交通省
	東京都→山梨県（富士北麓公園）	農林水産省	国土交通省

○発災後４日程度から１週間までの食料

輸送内容	輸送区間	物資調達の調整主体	物資輸送の調整主体
調理不要食品	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、福井県→山梨県（小瀬スポーツ公園）	農林水産省	国土交通省
	群馬県、埼玉県、千葉県→山梨県（富士北麓公園）	農林水産省	国土交通省
簡易調理食品	埼玉県→山梨県（富士北麓公園）	農林水産省	国土交通省
	群馬県、埼玉県→山梨県（富士北麓公園）	農林水産省	国土交通省
精米	茨城県、栃木県、千葉県、東京都→山梨県（小瀬スポーツ公園）	農林水産省	国土交通省
	埼玉県→山梨県（富士北麓公園）	農林水産省	国土交通省

○食料以外

輸送内容	輸送区間	物資調達の調整主体	物資輸送の調整主体
調整粉乳	東京都→山梨県（小瀬スポーツ公園）	消防庁	物資供給都道府県
小児おむつ	神奈川県→山梨県（小瀬スポーツ公園）	厚生労働省	物資供給事業者
大人用おむつ	埼玉県→山梨県（小瀬スポーツ公園）	厚生労働省	物資供給事業者

※ 地域防災計画の修正に伴い、甲府市の物資拠点の小瀬スポーツ公園からアイメッセ山梨に変更する。